

株式会社情報サービス福岡



認定番号：18011

新規認定日：平成31年1月22日

更新日：令和元年8月1日

〈達成している項目〉

28の取組項目中、**16項目**達成！

I 実現に向けての手法・工夫

生産性向上の取組み	・資格手当制度がある
	・申請日前1年間に、上記の利用の実績がある
従業員へのアプローチ	・「ノー残業月間」のキャンペーンを実施している

II 分野別の取組み

(1) 非正規雇用の処遇改善，正規雇用の推進

非正規雇用の労働者の処遇改善	・正規雇用への転換制度がある
働き方改革に対応した人事評価・処遇	・相談室の設置等の職場における各種ハラスメントの防止の措置がある

(2) 長時間労働の是正

長時間労働の削減	・深夜残業を原則禁止している
	・時間外労働の多い労働者へのヒアリングを実施している
年次有給休暇の取得の推進	・半日単位での休暇制度がある
	・休暇取得日数の少ない労働者へのヒアリングを実施している
業務改善の推進	・会議時間の見直し

(3) ワークライフバランスの確保

治療と仕事の両立の支援	・疾病の治療及び通院のための休暇制度がある
介護と仕事の両立の支援	・介護費用補助制度がある
子育てと仕事の両立の支援	・育児費用補助制度がある ・男性の育児休暇取得を推進している

(4) ダイバーシティの推進

若者が働きやすい環境整備	・若者（45歳未満の者をいう。）の定着を支援する制度がある
高齢者の活躍の推進	・65歳までの定年の引き上げ
多様な人が多様な働き方をする職場づくりの促進	・結婚した後の旧姓使用を認める制度がある

〈ひとことコメント〉

従業員を1人の人間として尊重し従業員の主体性を認め個々の能力を引き上げ、最大限に力を発揮できる職場環境づくりのために、従業員とその『家族』にとっても生活水準の底上げ、労働の満足度、笑顔の絶えない職場作りを心掛け、小さな事からひとつずつ実現していきます。家庭と仕事の両立支援・柔軟な働き方の支援を全社員に浸透するよう働きかけていきます。また、お祝い金制度も導入しており、従業員だけでなく、従業員とその『家族』の満足できる職場作りを実施していきます。



▲業務改善推進室



▲若者が働きやすい職場づくり
(ボーリング大会を開催)